

告示

埼玉県告示第百六十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 試験の期日及び時間

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

令和二年七月五日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和二年九月十三日（日）

午前十一時から午後四時まで

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

令和二年七月十二日（日）

午前十時十分から午後五時二十分まで

(2) 設計製図の試験

令和二年十月十一日（日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

(1) 学科の試験

(一) 埼玉県さいたま市見沼区深作三百七番地

芝浦工業大学（大宮キャンパス）

(二) 埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

(一) 埼玉県草加市学園町一番一号

獨協大学

(二) 埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

埼玉県民活動総合センター

(三) 埼玉県坂戸市けやき台一番一号

城西大学（坂戸キャンパス）

ロ 木造建築士試験

(1) 学科の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

(2) 設計製図の試験

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

埼玉建産連研修センター

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込手続

イ 郵送による受験申込み

(1) 受験申込受付期間

令和二年三月二十五日（水）から令和二年三月三十一日（火）まで

（締切日の消印のあるものまで有効）

(2) 受験申込書の宛先

郵便番号一〇二—〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三番六号

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

なお、簡易書留郵便によること。

ロ インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

(1) 受験申込受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

令和二年四月十三日（月）から令和二年四月二十日（月）まで

(二) 受付時間

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ

(<https://www.jaenic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し、申し込むこと

と。

ハ 受付場所における受験申込み

(1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所

(一) 配布期間

令和二年三月十六日(月)から令和二年四月十三日(月)まで

(二) 配布場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階
一般社団法人埼玉建築士会

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

(一) 受付期間

令和二年四月九日(木)から令和二年四月十三日(月)まで

(二) 受付時間

午前十時から午後五時まで

(三) 受付場所

埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号 埼玉建産連会館五階
一般社団法人埼玉建築士会

五 設計製図の試験の課題発表

イ 発表の日

令和二年六月十日(水)頃

ロ 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ
(<https://www.jaieic.or.jp/>) において公表する。

六 合格の発表

イ 学科の試験

(1) 二級建築士試験

(一) 発表の日

令和二年八月二十五日(火)(予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 木造建築士試験

(一) 発表の日

令和二年九月八日(火)(予定)

(二) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

ロ 設計製図の試験

(1) 発表の日

令和二年十二月三日（木）（予定）

(2) 発表の方法

公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部及び一般社団法人埼玉建築士会の事務所に掲示するとともに、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。